

別紙

諮問第1683号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表4に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年10月14日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるといものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求は、特定地区における第二種市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）に関する文書の開示を求めたものであり、実施機関は、請求の趣旨確認を行った上で、別表2に掲げる本件対象公文書1から8までについて、別表3に掲げる本件非開示情報1から4までを非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年2月6日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年4月18日に実施機関から理由説明書を収受し、同年12月19日（第243回第一部会）から令和6年1月25日（第244回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 本件一部開示決定について

本件対象公文書 1 から 3 までは、実施機関が本件事業に係る債権の不納欠損処理を実施した際の起案用紙及び資料目録一式、本件対象公文書 4 から 7 までは、担保物件の抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記に係る起案用紙及び配当金表、本件対象公文書 8 は、長期分納徴収基本運営方針であり、実施機関は別表 3 に掲げる本件非開示情報 1 から 4 までについて、条例 7 条 2 号、3 号又は 4 号に該当するとして本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、多額の不納欠損処理をしているにもかかわらず正確な損失額が不明であり、数字だけでも明確にすべきである旨主張し、本件一部開示決定を取り消すよう求めている。

イ 担保物件の任意売却に伴う抵当権抹消処理及び不納欠損処理について

実施機関の説明によると、本件事業については、同事業に係る事業施行規則に基づき保留床等の譲渡契約を締結し、譲渡代金の納付においては同規則に定める延納の特約を適用し、代金の債権管理を行っているとのことである。

実施機関は、債務者が廃業等により代金の支払が困難となった場合には、当該債務者との合意の上、抵当権担保物件の売却による債務の弁済を受けるなど、状況に応じた徴収努力を行い、その際は当該担保物件の抵当権抹消処理を実施している。また、債務者の破産等により実施機関の債権が消滅した場合には、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）41 条 1 項により、不納欠損処理を行っている。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

（ア）本件非開示情報 1 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 は、個人の氏名、住所及び年齢であり、これらの情報は、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例 7 条 2 号本文に該当する。

また、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、そ

の内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1は条例7条2号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、債務者の個人名又は法人名及びその肩書、債務者の住所又は所在地、不納欠損額及びその内訳等の金額、譲渡契約の締結日、担保物件の売却日、自己破産等手続完了日、売買代金の決裁を行う金融機関名等、債務者及び担保物件に関する情報である。

これらの情報は、債務者が識別される情報及びその債務整理に関する一連の情報であり、他者に知られることを特に忌避する性質のものであると認められる。債務者が個人である場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。また、債務者が法人である場合は、当該法人の内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから同条3号に該当すると認められる。

したがって、本件非開示情報2は非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、債務者の代理人等である弁護士名であり、実施機関によると、弁護士名を明らかにすることにより債務者名が識別されるため、債務者が個人である場合は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であって条例7条2号に該当し、また、債務者が法人である場合は、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるので同条3号に該当するとして、非開示としたとのことである。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、本件対象公文書6における弁護士は、家庭裁判所より相続財産管理人に選任されて債務者の債務整理を実施しており、その情報は官報等に掲載され公となっていることから、当該情報と照合することに

より、債務者である特定の個人を識別することができる。したがって、当該弁護士名は条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

しかしながら、本件対象公文書4における弁護士は、債務者と委任契約を結び、当該債務者の代理人として債務整理を実施した者として、また、本件対象公文書5における弁護士は、債務者より自己破産手続を相談された者として、それぞれ記載されていることが確認された。このことから、各弁護士は債務者と個別に契約しているのであって、契約内容は公になっていないと考えられるところ、当該各弁護士名を開示したとしても、債務者を特定できるとは考えられず、あるいはその競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる情報とは認められないため、条例7条2号及び3号に該当せず、開示すべきである。

(エ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、債務者及び債務者の代理人の印影であり、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1 本件開示請求

本件開示請求	
<p>移転資金貸付制度及び長期分納の処理に関する次の文書（〇〇に関するものに限る）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備局市街地整備部管理課又は東京都第二市街地整備事務所において処理した不納欠損の決定に係る起案用紙と資料目録一式（保存期間内すべて）</li> <li>・都市整備局市街地整備部管理課又は東京都第二市街地整備事務所において処理した任意売却のための抵当権抹消の決定に係る起案用紙及び売却代金に係る配当表（平成〇年度から令和〇年度まで）</li> <li>・移転資金貸付制度及び長期分納の細分納の処理方法を定める要綱類</li> </ul>	

別表2 本件対象公文書

	対象公文書名
1	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「〇年度不納欠損について（その2）（長期分納）」
2	令和〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「〇年度不納欠損について（その1）（長期分納）」
3	令和〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「〇年度不納欠損について（長期分納）」
4	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」
5	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」
6	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」
7	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「本件事業にかかる抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」
8	長期分納徴収基本運営方針

別表3 本件非開示情報

本件非開示情報		非開示理由
1	氏名（肩書を含む。）、住所及び年齢	条例7条2号
2	債務者名（法人名、個人名及び肩書） 不納欠損額、内訳、債務承認額、一部返済額等 街区名、住所（所在地） 契約日、自己破産手続完了日、法人のみなし解散日、 担保物件の売却日等 売買代金の決済を行う金融機関名 債務者から提出された配当表	条例7条2号 （債務者が個人である場合） 条例7条3号 （債務者が法人である場合）
3	債務者等について事件処理を行った弁護士名	
4	印影	条例7条4号

別表4 開示すべき部分

本件対象公文書		開示すべき部分
4	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」	債務者等について事件処理を行った弁護士名
5	平成〇年〇月〇日付〇二整管第〇号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消嘱託登記について」	